

毎週火、金曜日発行
昭和四年四月十五日

鳥取県公報

目次

- ◇告示 鳥取県立経営伝習農場の場生の募集
旅行あつ旋業者の登録
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定

告示

鳥取県告示第八十三号

鳥取県立経営伝習農場の場生を次のとおり募集するので、鳥取県立経営伝習農場規程（昭和二十四年八月鳥取県規則第八十六号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集人員

- (1) 本科生 二十二名
- (2) 研究科生 五名

二 受験資格

- (1) 本科生 新制中学校卒業者又はこれに準ずる者
- (2) 研究科生 新制高等学校卒業者又は鳥取県立経営伝習農場本科修了者その他場長が適当と認める年令十八才以上二十五才以下の者

三 試験科目 国語、社会及び数学

四 試験場所 鳥取県東伯郡関金町大鳥居

鳥取県立経営伝習農場

五 試験期日 昭和三十九年三月十八日

六 受験手続 入場願書（用紙は、鳥取県立経営伝習農場に備えてある。）に戸籍抄本、履歴書、出身学校長又は市町村長の推薦書及び出身学校長の成績証明書添えて鳥取県東伯郡関金町大鳥居 鳥取県立経営伝習農場に提出すること。

七 出願書類の提出期限 昭和三十九年三月十日

